

議案第26号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和8年4月24日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり，臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

臨時代理について

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について臨時代理により処理する。

令和8年3月31日

調布市教育委員会

教育長 栗原 健

調布市教育委員会規則第7号

調布市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会公告式規則（昭和31年調布市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「年月日及び教育委員会名を記入して教育長が署名」を「年月日，教育委員会名及び教育長名を記入」に改め，同条第3項中「掲示して」を「掲示し，又はインターネットを利用して」に改める。

第4条中「委員会名を記入して教育長が署名」とあるのは「委員会教育長名を記入して委員会教育長印を押印」と，」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

調布市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会公告式規則 昭和31年10月1日教育委員会規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年9月13日教委規則第6号 昭和46年10月18日教委規則第9号 平成4年3月27日教委規則第1号 平成27年3月31日教委規則第5号 平成27年9月25日教委規則第12号</p> <p>調布市教育委員会公告式規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定により、調布市教育委員会規則（以下「規則」という。）その他調布市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公告式について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、委員会会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則を公布するときは、規則番号、公布の旨の前文、年月日、<u>教育委員会名及び教育長名を記入</u>するものとする。</p> <p>3 規則の公布は、調布市役所前及び調布市役所神代出張所前掲示場に<u>掲示し、又はインターネットを利用して</u>これを行う。</p> <p>(規則の施行期日)</p> <p>第3条 規則は、当該規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>(規程の公表)</p>	<p>○調布市教育委員会公告式規則 昭和31年10月1日教育委員会規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年9月13日教委規則第6号 昭和46年10月18日教委規則第9号 平成4年3月27日教委規則第1号 平成27年3月31日教委規則第5号 平成27年9月25日教委規則第12号</p> <p>調布市教育委員会公告式規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定により、調布市教育委員会規則（以下「規則」という。）その他調布市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公告式について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、委員会会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則を公布するときは、規則番号、公布の旨の前文、年月日<u>及び教育委員会名を記入して教育長が署名</u>するものとする。</p> <p>3 規則の公布は、調布市役所前及び調布市役所神代出張所前掲示場に<u>掲示して</u>これを行う。</p> <p>(規則の施行期日)</p> <p>第3条 規則は、当該規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>(規程の公表)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 第2条第2項及び第3項の規定は、委員会の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「規程」と、「公布」とあるのは「公表」と、「規則番号」とあるのは「規程の番号」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第4条 第2条第2項及び第3項の規定は、委員会の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「規程」と、「公布」とあるのは「公表」と、「規則番号」とあるのは「規程の番号」と、<u>「委員会名を記入して教育長が署名」とあるのは「委員会教育長名を記入して委員会教育長印を押印」と、</u>それぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規則は公布の日から施行する。</p> <p>2 調布市教育委員会公告式規則（昭和30年4月1日教委規則第4号）は廃止する。</p> <p>附 則（昭和43年9月13日教委規則第6号） この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（昭和46年10月18日教委規則第9号） この規則は、昭和46年11月15日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月27日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月31日教委規則第5号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年9月25日教委規則第12号） この規則は、平成27年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は公布の日から施行する。</p> <p>2 調布市教育委員会公告式規則（昭和30年4月1日教委規則第4号）は廃止する。</p> <p>附 則（昭和43年9月13日教委規則第6号） この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（昭和46年10月18日教委規則第9号） この規則は、昭和46年11月15日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月27日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月31日教委規則第5号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年9月25日教委規則第12号） この規則は、平成27年10月1日から施行する。</p>

附 則（令和8年3月31日教委規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。